

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五一—五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月六日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一五一—五—一七

人事院規則一五一—五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五一—五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（年次休暇以外の休暇）	（年次休暇以外の休暇）

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合

には、非常勤職員（第八号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に對して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇七（略）

八 非常勤職員が夏季における盆等の諸行事、

心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の七月から九月までの期間内における、人事院の定める日を除いて原則として連續する三日の範囲内の期間

2・3（略）

には、非常勤職員に對して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇七（略）

（新設）

2・3（略）

この規則は、令和二年一月一日から施行する。